

令和5年度前期 コード類売却業務に関する仕様書

業務名

令和5年度前期 コード類売却業務

搬出場所

住 所 一宮市奥町字六丁山 52 番地

施設名 一宮市環境センター及びリサイクルセンター

売却品及び推定売却量

この売却量は、令和4年度の実績であり、売却量を保障するものではなく、実際の搬出量が異なる場合でも、契約単価での売却とする。

令和4年4月	0 kg	令和4年9月	1,580 kg
令和4年5月	0 kg	令和4年10月	0 kg
令和4年6月	2,010 kg	令和4年11月	720 kg
令和4年7月	90 kg	令和4年12月	1,290 kg
令和4年8月	0 kg	令和5年1月	0 kg

コード類は、不燃ごみ収集車により収集されたごみの中からリサイクルセンター運営会社職員が抜き出したもの及び市民が環境センターへ持ち込んだごみの中から市の職員が抜き出したものとする。

なお、家電製品のコード類は、製品との接続部分を1箇所切断したもので、コンセント等は付いた状態のものとする。

*新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、一時的に金属類の受け入れを中止する等の事情が生じた場合、上記に示した推定売却量を大幅に下回る可能性がある。

売却品の引渡し

環境センター敷地内の指定した場所に回収ボックス(8 m³のフックロールコンテナ)を設置し、排出の際に空の回収ボックスと入れ替えるものとする。

回収ボックスについては、受注者所有の物で、設置・入れ替えは、受注者で行うものとする。

業務実施日は、市から受注者に依頼があった日から10日以内で、両者協議のうえ決定する。

搬出に係る時間帯は、環境センターの営業時間内で、業務に支障のない時間とする。

計量方法

計量方法は、コード類を搬出する際に、搬出物を積んでいない状態でトラックスケールにて計量し、その後搬出物を積み込んだ状態でトラックスケールにて計量し、その差をもって引渡し重量とする。

報告

受注者は回収したコード類の引渡し重量を月単位で集計し、翌月の10日（10日が閉場日の場合はその翌開場日）までに環境センター施設管理課に報告書を提出するものとする。

報告書は、業務終了後1年間保存するものとする。

売却代金の精算及び納付方法

市は毎月の報告書により納付書を作成するので、受注者はその納期限までに納付するものとする。

請求額は、1円未満を切り上げるものとする。

業務の再委託

1. 包括的な再委託

不可とする。

2. 個別業務の再委託

市と事前に協議し、承認を得るものとする。なお、業務の実施を確認するため再委託業務の受託者は、契約書等の写しを市に提出するものとする。

3. 再委託業務の受託業者

「一宮市が行う事務又は事業から暴力団等の排除に関する合意書」（平成24年12月18日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないものとする。

契約期間

令和5年4月1日から令和5年9月30日

その他

1. 回収したコード類を有価で引き取ること。
2. 使用する運搬車両は、別紙「コード類の運搬車両届出書」により、あらかじめ市に届出ること。使用する運搬車両の更新等により変更が生じた場合にも逐次、速やかに届出ること。
3. 場内には収集委託業者や一般市民の搬入車両も往来するので、安全に努めて速やかに作業を行い、滞留する時間を最低限とすること。

4. コード類用のフックロール荷台は、原則として旧ストックヤードに仮置きをすること。
5. 搬出時に過積載とならないよう注意すること。
6. 搬出等の連絡は、配車担当者が行い、行き違いが発生しないようにすること。
7. 売却物品の引渡し及び計量方法について変更があった場合、一宮市の指示に従うこと。

別紙

コード類の運搬車両届出書

一宮市環境センターから排出されるコード類の運搬業務に使用する車両について、下記のとおりお届けします。

令和5年4月1日

(あて先) 一宮市長

印

記

1. 車両区分 トン車
2. 車 種
3. プレートNo.